

R5年度鳥取県PTA協議会要望に対する対応方針

1. 新型コロナウイルス関連について	
要望内容	対応方針
<p>感染の波が止まらない状況が続いています。</p> <p>学校に通う子どもたちとその家族、学校に勤める教職員が安心して学校生活を送れるよう、引き続き予防策、対応策の徹底をしていただくと共に、子どもたちの学びの機会、人権が守られるよう以下の通り要望します。</p> <p>(1) 感染状況の変化、国の施策の変わるタイミングにおいて、適時鳥取県市町村(学校組合)立学校新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインの改定・追加を行い、市町村教育委員会・学校と連携をとり徹底されることを要望します。</p> <p>(2) 児童生徒又は保護者が感染リスク等を鑑み登校すべきでない判断した場合は、これまで通り公欠扱いとなる処置を引き続き要望します。</p> <p>(3) 陽性或いは濃厚接触者として自宅にいる期間中にも、望む児童生徒がオンラインを利用した授業の参加ができるようどの学校、学級においても準備されるよう要望します。</p>	<p>(1) 令和2年5月12日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、学校運営上取るべき対策等の指針をまとめた「鳥取県市町村(学校組合)立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を作成しました。その後、国の動向を踏まえ、現在、十五次改訂まで行っています。</p> <p>今後も感染状況等を踏まえながら、必要に応じてガイドラインの改訂・追加を行う予定です。なお、本ガイドラインは一般の方にも御覧いただけるように、鳥取県教育委員会のホームページにも掲載しています。</p> <p>(2) 上記ガイドラインにおいて、「感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合について、『感染症への不安により外出を控えたい』という理由等により欠席する児童生徒(バス通学等公共交通機関を使って登校する児童生徒や、保護者が感染予防のため登校させたくないという児童生徒を含む)については、『学校保健安全法第19条による出席停止』又は『非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日』として扱ってよいこと。指導要録上も『欠席日数』の欄ではなく、『出席停止・忌引等の日数』の欄に記入すること。」と示しています。</p> <p>引き続きガイドラインにおいて示していくとともに、必要に応じて市町村(学校組合)教育委員会及び各学校に情報提供を行います。</p> <p>(3) 非常時においては県内のほぼ全ての市町村で端末持ち帰り学習の準備を整えており、オンライン学習のための環境は整っているとうかがっています。</p> <p>また、平時の持ち帰り状況も調査し、定期的に持ち帰りができている地域のノウハウの共有などの取組も行うとともに、操作方法や授業づくりなど各種研修も実施し、コロナ禍にあっても児童生徒の学びを止めることがないよう市町村(学校組合)教育委員会とともに努めているところです。</p> <p>今後も、非常時・平時に関わらず、県内すべての学校でICT活用の日常化が進むよう、教員研修の充実を図るとともに、オンラインを利用した授業についての情報も随時更新し、学校現場に周知していきます。</p>

R 5 年度鳥取県 P T A 協議会要望に対する対応方針

2. 教職員の不祥事について	
要望内容	対応方針
<p>教職員の不祥事が全国そして県内においても後を絶ちません。ごく一部の教職員のことではありますが、看過できない状況です。これ以上、子どもたちの精神的な不安、失望に繋がらないように、教職員の不祥事が起こらないよう強く要望します。</p> <p>(1) 教職員の精神的ストレスの軽減をはかるための具体的対策を要望します。</p> <p>(2) これまでの不祥事案件をもとに、問題が起こりそうなシチュエーションを想定し、トラブルを未然に防ぐことができるような取組がなされることを要望します。</p> <p>(3) 様々なハラスメントの基本対策として、相手の気持ちを読み取り行動する心掛け、組織的にハラスメントを許さないという取組みが徹底されることを要望します。</p> <p>(4) 上記取組みが各学校においてしっかり取り組まれているか、定期的の確認をされ、状況により指導されることを要望します。</p>	<p>(1) あらゆる面でのメンタルサポートにつながるよう、小中学校の初任者、中堅、管理職教職員それぞれを対象に、メンタルヘルスの研修を行っているところであり、今後もこれらの研修を継続するとともに、県教育委員会に「心の健康相談員」を配置し随時相談に応じているほか、月一回、東・中・西部の地区別に心の健康相談を開催していることについて、積極的に周知を図っていきます。</p> <p>初任者についても、心身の健康に不調を抱える者への早期対応を行っています。</p> <p>また、ストレスチェックについては、職員数 50 人未満の場合でも努力義務となっているため、職員数の少ない小中学校又は義務教育学校においても適切な対応が求められているところであり、引き続き市町村（学校組合）教育委員会に対し実施の働きかけを行っています。</p> <p>(2) これまでに起きた不祥事を教訓とし、再発防止に取り組むため、平成 26 年にコンプライアンス・ハンドブック「信頼される教職員を目指して～過去の事例を教訓に～」を作成し、全ての教職員に周知し、各所属におけるコンプライアンス研修や教職員一人一人の自己研鑽等に活用しています。</p> <p>また、毎年各学校の管理職を対象としたコンプライアンス推進員研修会を開催し、各所属においてコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンスの推進を図っています。近年起こった不祥事案件を活用することも検討しながら、引き続き、各学校に対してコンプライアンスの徹底について指導していきます。</p> <p>(3) 多様化・複雑化しているハラスメントの未然防止を推進するため、教職員に特化した「鳥取県教育委員会ハラスメント防止要綱」及び「教職員に係るハラスメント防止のしおり」を策定し、ハラスメントの未然防止に取り組んでいます。</p> <p>また、ハラスメントの相談窓口を県教育委員会に設置し、公立の小中学校教職員等からの相談についても、市町村（学校組合）教育委員会と連携した対応が出来るようにしていることについて、積極的に周知を図っていきます。</p> <p>(4) 管理職を対象としたメンタルヘルス研修及びコンプライアンス研修を毎年実施しており、各校における対策の充実を図るよう周知していきます。</p> <p>ハラスメントに関しては、管理職や各職場に配置されたハラスメント対策担当者、市町村（学校組合）教育委員会事務局職員等に対しハラスメントに関する研修を毎年行っており、今後もこれらの研修を継続するとともに、早期の相談に関して注意喚起を促し、各職場におけるハラスメント防止の取組を図っていきます。</p>

R5年度鳥取県PTA協議会要望に対する対応方針

3. 教職員の不足について	
要望内容	対応方針
<p>学校現場において教職員の負担軽減をはかること、児童生徒により充実した学びの場となるよう、教職員の適正配置並びに教職員の資質向上に向けた取り組みを要望します。</p> <p>(1) より優れた人材確保の一つとして、県外学生に対する積極的な採用活動のアピールを要望します。鳥取県の先生になると、少人数学級のメリットを活かし、より子どもたちに寄り添った活動がしやすいなど、鳥取県独自の特徴を活かした広報を通してより多くの学生に興味を持ってもらえる取り組みを要望します。</p> <p>(2) 鳥取県内の大学に教育学部が設置されるよう、関係各所に働きかけしていただくことを要望します。県内高校生が教職員を目指す中で、地元の大学を選択できるということの重要性と、県外出身の学生が鳥取県内の教育学部がある大学に通うことで、鳥取県の素晴らしさに触れ、そのまま鳥取県の先生になりたいという学生が現れる可能性を高めるためにも、やはり鳥取県内の大学に教育学部がある必要性を強く感じています。</p>	<p>(1) 全国的な教員不足の中、一人でも多くの優秀な教員を確保するため、大学説明会や移住説明会等の機会に加えて、SNSや動画配信を活用して本県で教員になる魅力等の情報発信に努めるとともに、令和元年度実施の教員採用試験から、新たに関西会場を設定して、年々実施試験区分を拡大しつつ教員の質・量的確保を行っているところです。</p> <p>今後もより一層の人材確保・育成に向けて、教員採用試験実施の早期化の検討や令和5年度当初予算でさらなる情報発信の拡充・強化を検討していきます。</p> <p>(2) 平成13年6月に文部科学省から「国立大学の構造改革の方針」が打ち出され、教員養成系の大学や学部の縮小・再編などが示されたこと等を踏まえ、鳥取大学においては教員養成機能を併せ持ち、地域のキーパーソンを養成する「地域学部」が設置されました。鳥取大学教育学部の廃止後、平成15年度に島根大学教育学部と連携協力に関する覚書を締結するとともに、平成27年度には島根大学と山陰両県の教育委員会が「山陰教師コンソーシアム」を設立し、教員養成・育成の連携体制の強化を進めているところです。</p> <p>地元鳥取大学とは様々な機会を通じて意見交換を行い、学生に対して教員の魅力を発信する機会の確保に取り組むとともに、島根大学との協働による「『未来の教師』育成プロジェクト」の実施等を通じて、高校生、大学生に対してキャリア教育の一環として教員の魅力や責任を説明する機会を設け、参加生徒に対して大学入学・養成・採用と一貫したシステムにおけるメリットを創出できる仕組みを開始するなど、長期的な教員志望者の育成に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、教職員資格取得希望者に対する奨学金制度の創設等については、独立行政法人日本学生支援機構に給付型を含む奨学金制度があること、現在県が実施している奨学金の返還支援制度が民間企業における人材確保職種を対象としていることから困難ですが、今後も各大学と連携しながら教員の人材確保に向けて様々な取組を進めていきます。</p> <p>(3) 近年の大量退職の状況等を踏まえ、退職した教員に対しても、引き続き協力していただけるよう、再任用及び講師任用に係る諸条件等を改善するなど、十分に力を発揮していただくための条件整備を進めながら、人材確保に努めているところです。</p> <p>令和5年度から導入される定年延長制度の趣旨も踏まえ、再任用や退職教員が十分に力を発揮していただくための条件整備を進めながら、引き続き人材確保に努めていきます。</p> <p>(4) 令和3年4月に、これまでの成果と課題を踏まえた「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、上記プランの重点取組事項の一つに「学校及び教員が担う業務の明確化」を掲げており、市町村（学校組合）</p>

## R5年度鳥取県PTA協議会要望に対する対応方針

また、教職員の資格取得希望者に対する奨学金や奨励金窓口の開設などについて、関係各所と連携し検討していただきたい。

(3) 定年退職をされた先生方の積極的再雇用を要望します。これまでの経験を活かし、現役先生方のサポートや相談役など、ありとあらゆる場面での活躍を期待します。

(4) 先生でなくてもできる業務を洗い出し、民間、地域に依頼できることは委託し、先生方の業務量軽減をはかるよう要望します。

(5) 少人数学級に対応した教職員数に対して、予算が確保されるよう努めるとともに関係各所に要望することを求めます。

教育委員会、各学校種校長等と緊密に連携を図りながら取組を進めているところです。

今後も「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づき、学校及び教員が担う業務の明確化を進めるとともに、教員業務支援員や部活動指導員の配置等により教員の負担軽減を図りながら、上記プランの目標である「時間外業務時間が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消」に向け様々な取組を推進していきます。

なお、子どもの育成にあたっては学校教育と家庭教育が連携をとりつつ充実を図ることが重要ですが、一部の保護者等の過度な学校への要望により、教員の業務負担が増大する例が、多く見受けられます。過大な要望への対応による教員の疲弊は、学校の教育力を低下させ、子どもが得るべき利益を損ねてしまうことを踏まえ、鳥取県PTA協議会におかれても、学校と家庭の連携の重要性について改めて御周知いただくようお願いいたします。

(5) 子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、市町村の協力のもと国に先行して実施してきた少人数学級について、令和4年度から年次進行で小学校全学年への30人学級を導入し、本県の将来を担う子どもたちのため「子育て環境日本一」の実現を目指して取組を進めていくこととしています。

学年進行で30人学級となるにあたっての教員の確保に向けては、定年延長も見据えながら新規採用者・再任用者の確保と同時に、免許状保有者の確保等、様々なチャンネルを活用し人材確保に努めていきます。

また、国に対して教職員定数の改善等について、本年8月に国に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。

R5年度鳥取県PTA協議会要望に対する対応方針

4. いじめ不登校について	
要望内容	対応方針
<p>いじめや人間関係のトラブルにより学校に行きたくても行けなくなってしまう児童生徒もいれば、様々な理由により不登校となっている児童生徒もいます。それぞれの事情を考慮し、個別最適なサポートが行われ、どの児童生徒にも学びの場を提供できる体制を要望します。</p> <p>(1) いじめ、人間関係のトラブルなどが早期発見により問題が大きくなる前に教育的指導のもとに解決されることを要望します。</p> <p>(2) 校内サポート教室の拡充、学校生活適応支援員のさらなる配置を要望します。</p> <p>専門のスキルを持った先生方による支援体制がどの学校でも行われことを望みます。</p> <p>そのことが、児童生徒が個別最適な指導が受けられるとともに、担任の先生だけで問題を抱えてしまうことを防ぐことができると考えます。</p> <p>(3) ヤングケアラーとよばれる子どもたちが、個別の事情に沿った適切な支援を、地域、及び行政を含め包括的に受けられるよう関係各所に働きかけされることを望みます。また、介護を求められる家族から必要とされていることから得られる自己有用感が尊重されるよう配慮を求めます。</p>	<p>(1) いじめ問題については、令和3年度から全ての学校を対象に行政説明会を行い、いじめ問題に対する適切な対応等について周知を図っています。また、市町村（学校組合）教育委員会に対して、いじめが重大化する前に早期に相談していただくようお願いをしているところです。</p> <p>今後も全ての学校を対象にした行政説明会を行うとともに、県指導主事による学校訪問型研修を実施します。また、各種の教員対象研修でいじめ問題における適切な対応等について周知を図ります。併せて、市町村（学校組合）教育委員会に対して、早期にいじめ事案について相談してもらうよう連携を図っていきます。</p> <p>(2) 校内サポート教室については、配置校拡充に向けて検討をしています。また、学校生活適応支援員については、効果的な配置となるよう検討していきます。学校の支援体制づくりについては、引き続き、講演会や学校訪問型研修を行い、組織による支援体制の充実に向けて取組を進めていきます。</p> <p>(3) ヤングケアラーについては、県子育て・人材局家庭支援課と連携してリーフレットを作成し、相談窓口の周知や教職員・児童生徒のヤングケアラーの理解促進を図るとともに、学校における校内研修用の動画を作成し、早期発見や関係機関への繋げ方について周知しています。また、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーに対して、ヤングケアラーの見立てや支援の在り方について研修を行い、必要な支援に繋げるよう取組を行っています。</p> <p>引き続き、鳥取県ヤングケアラー対策会議を通して、関係各所と連携を図るとともに、教職員及び児童生徒に対して、ヤングケアラーの啓発を行っていきます。また、教職員に対して、ヤングケアラーである児童生徒の思いを傾聴し、家族のために頑張っている姿を称え、認めながら、必要な支援に繋げるよう周知していきます。</p>

R5年度鳥取県PTA協議会要望に対する対応方針

5. コミュニティ・スクールについて	
要望内容	対応方針
<p>すでに設置されている学校、これから導入を予定している学校がありますが、どの学校においても学校運営協議会の委員が、その役割を理解し、主体的な活動が行われ、形骸化しないように適時状況を確認され指導、助言されることを市町村教育委員会と連携を取り、進めて行くことを要望します。</p> <p>(1) 第三者によるアドバイザー派遣を導入時のみならず、導入後も定期的に助言がされるよう派遣を要望します。</p> <p>(2) 先進的取り組みを行っている学校の様子などを各コミュニティ・スクールが情報を得られるよう広報されることを要望します。</p>	<p>(1) 既設、未導入に関わらず、市町村（学校組合）教育委員会の要望に応じて、学校や行政に助言を行うCSマイスターの派遣を実施しています。</p> <p>今後も「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、CSマイスターの派遣を継続します。また、市町村（学校組合）教育委員会の伴走支援体制の強化として、鳥取県におけるCSアドバイザーの配置について検討していきます。</p> <p>(2) 教職員や市町村（学校組合）教育委員会を対象とした研修会や地域の方々を対象に加えた研修会の開催やコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の更なる周知や理解を促進するための研修動画の配信などにより、各コミュニティ・スクールが情報を得ることのできるよう取り組んでいるところです。</p> <p>今後も研修会を実施して先進的な取組の情報提供をしていくとともに、ホームページ等を活用し、学校における地域学校協働活動の取組を掲載し、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材を育成していきます。</p>

R 5 年度鳥取県 P T A 協議会要望に対する対応方針

6. 部活動について	
要望内容	対応方針
<p>少子化に伴い部活動が成り立たないことに対する対策や、より生徒が主体的に部活動に取り組むことができ、教育的観点を重視した部活動が行わるよう要望します。</p> <p>また、休日の部活動地域移行に関し、市町村と PTA を含む関係諸団体に早期に状況、方向性の説明がなされ、地域移行に向けての課題を整理し、準備がなされていくよう要望します。</p> <p>(1) 部活動指導員の充実及び部活動指導員の資質向上を要望します。</p> <p>(2) 地域移行について、その目的や鳥取県の取組状況などを早期に説明を要望します。</p> <p>(3) 民間の受け入れ団体の集約及びコーディネーターの設置を要望します。</p> <p>(4) 施設利用の融通、利用料減免など経済的負担について補助がなされるよう要望します。</p>	<p>部活動指導員等の資質向上に当たっては、スポーツ指導者研修会や部活動指導者研修会を開催し、外部指導者は年 1 回、部活動指導員は年 2 回研修会への参加を義務づけ、資質向上に努めています。</p> <p>部活動の地域移行の推進に当たっては、今後、中学校の教職員、生徒、保護者へアンケート調査を実施することとしており、その際に、部活動の地域移行に係る啓発チラシを作成し、保護者や地域への周知を図っていくこととしています。</p> <p>令和 5 年度からの部活動の地域移行の推進に当たっては、今まで以上に実施主体である市町村との更なる連携が必要であることから、県教育委員会にコーディネーターを配置することを検討しています。また市町村においても、希望する場合はコーディネーターの配置ができるよう、予算要求を行っていきたいと考えています。</p> <p>なお、部活動の地域移行に係る課題等（施設利用や利用料などを含む。）については、令和 5 年 2 月に予定している「第 5 回鳥取県運動部活動在り方検討会」において方針の最終案を提示し、令和 5 年度の早期に方針を公表する予定としています。</p>

R 5 年度鳥取県 P T A 協議会要望に対する対応方針

7. 通学路の安全確保について	
要望内容	対応方針
<p>市町村教育委員会、学校、我々PTA、地域、警察、及び鳥取県などの各種団体との一層の連携強化を図っていただき、県内における危険箇所の洗い出しや速やかな対策を講じられるよう、適切な予算確保を要望します。</p> <p>(1)年度当初に各学校で行われる点検の結果を踏まえて、危険箇所の把握と対策が考えられ、計画的な修繕、改修が行われるよう関係機関との連携を図り、進捗状況を確認しながら一定の措置が取られるまで継続的に働きかけていただくよう要望します。</p>	<p>児童生徒の通学路の安全確保の必要性・重要性については十分に認識しているところであり、毎年、年度当初に各学校が保護者や地域住民等と連携して交通安全面、防犯面等から通学路の点検を行い、その結果を踏まえて学校・市町村（学校組合）教育委員会、道路管理者、警察等関係者による合同点検・検討を経て、各関係機関がそれぞれの分野で対策を行い、通学路の安全性の向上を図っています。</p> <p>今後も、児童生徒の大切な生命を守るために、学校や市町村（学校組合）教育委員会、また直接危険箇所等の修繕・改修を行う道路管理者、警察等関係機関と連携しながら、安全教育の充実、危険箇所の洗い出しや、進捗状況を確認しながらの速やかな対策、予算の確保など通学路の安全確保の強化及び安全性の向上に努めます。</p>

R5年度鳥取県PTA協議会要望に対する対応方針

8. インターネット利用教育啓発活動について	
要望内容	対応方針
<p>タブレットやPC端末を利用し、その特性を活用した主体的・対話的で深い学びができるようICT活用教育の研究が行われることと同時に、情報モラル・リテラシーについて学校においてもしっかり啓発されるように指導していただけるよう要望します。</p> <p>(1) ICT活用教育が盛んなモデル校等の事例を研究し、より充実したICT教育が本県の多くの学校でなされるよう要望します。</p> <p>(2) 子どもたちがインターネットを介したトラブルに遭わないよう、学校・家庭が協力して正しい利用方法の啓発に取り組めるよう指導、助言をお願いします。</p> <p>(3) 子どもたち自身が、日頃からインターネットの正しい利用を心掛けられる取り組みとして、『とりのからあげ』の普及促進と、学校で使用する端末の起動時に、注意喚起のメッセージを見られる仕組みを検討されることを要望します。</p>	<p>(1) 令和3年度から、1人1台端末の効果的な活用を推進するため、「ICTを活用したとっとり授業改革推進事業」によるICT活用教育推進地域や学びの創造先進校を指定して、その取組を公開授業やGIGAスクール構想推進チャンネル(GIGAチャン)等で随時発信しています。</p> <p>また、令和4年11月には研究発表会を開催し、各推進地域や先進校において、2年間の取組の過程や成果、今後の課題を発信しました。</p> <p>引き続きICT活用教育推進地域や学びの創造先進校等モデルとなる学校の事例の周知を行うとともに、さらにICTの効果的な活用等について研究を進め、普及・拡大を図っていく予定です。</p> <p>(2) 教員研修として、情報モラルやデジタル・シティズンシップの研修を実施しています。また、ICT活用研修の中でも、児童生徒がリテラシーを意識する場面を設定するなど、日常の授業におけるリテラシー向上を図るための内容も含めて研修を実施しています。</p> <p>全国でも先導的な研究をしている講師や授業者を招聘した研修も企画し、世の中の流れに合った教員研修を引き続き行います。また、各学校に対してもGIGAスクール構想で整備された児童生徒端末の持ち帰りの促進を支援する情報を随時更新し、周知していきます。</p> <p>県と市町村(学校組合)教育委員会担当者の月例意見交換会では、活用促進と併せてモラルやリテラシー面についての指導についての情報も共有しており、県全体での促進を図っていきます。</p> <p>(3) 今年度、県内の全小学校・中学校・義務教育学校へ家庭と学校で活用できる「電子メディアとの付き合い方学習ノート」を配布しました。</p> <p>また、子どもたちが主体的に電子メディアとの付き合い方を考える「とっとり子どもサミット」を開催し、インターネットを使用する際のルールを考えました。さらに、サミットの参加者とともに『とりのからあげ』の缶バッジやインターネット利用に関するクイズを作成し、県子育て・人財局、市町村等と連携して、県内で開催されるイベントや研修会の際に配布する等普及を行っています。</p> <p>加えて、端末起動時の注意喚起メッセージについて、市町村(学校組合)教育委員会に対して検討を依頼し、一部の市町村では注意喚起メッセージが表示されるようになっています。</p> <p>引き続き、児童生徒がインターネットをより良く利用できるよう保護者向けの情報を盛り込んだ学習ノートの作成・配布や、保護者や地域の大人・子どもたちのメディア機器利用の現状と発達段階に応じた対応策を学習するための講師派遣事業、情報モラルやメディアリテラシー、デジタル・シティズンシップ等の指導ができる専門人材の派遣等を行うとともに、端末起動時の注意喚起メッセージについても市町村(学校組合)教育委員会に引き続き検討を依頼したいと考えています。</p>

R 5 年度鳥取県 P T A 協議会要望に対する対応方針

9. 適切な維持管理、環境に配慮された学校施設の実現について	
要望内容	対応方針
<p>学校施設の老朽化に伴う修繕、維持管理に伴い一部 PTA の経済的及び人的な協力を行っています。公共施設として適切な維持管理を行う上で、PTA の協力が必要不可欠となっている現状を鳥取県全体の課題として捉え、安心して学校生活を送ることができる十分な予算を確保できるよう、市町村教育委員会を支援するとともに、適切な助言を行うことを望みます。</p> <p>(1) 老朽化した施設の修繕、物品の交換に伴い、市町村の予算が無いとすることで何年も未修繕の状況が多数見受けられます。PTA 会費等を工面して修繕を行う学校もあります。</p> <p>また、学校施設は避難所としても使用されます。危険個所の早急な点検を行い、安全確保に努めるとともに十分な予算を確保し、適時適切な修繕が行われるよう鳥取県の支援を要望します。</p> <p>(2) 各普通教室にエアコンが設置されてはいますが、断熱性が乏しい学校施設においては、効率が悪く、電気代や地球環境にも大きく負荷がかかっている状況です。</p> <p>体育館においても夏の暑さ冬の寒さを軽減する断熱改修が行われることを望みます。鳥取県として断熱学校、断熱教室、断熱体育館の普及に積極的に取り組まれることは、とっとり健康省エネ住宅『NE-ST』を取り組む方向性と合致していると考えます。</p>	<p>市町村立学校の施設の修繕・老朽化対策及び断熱・省エネルギー化については、国庫補助金の活用を市町村(学校組合)教育委員会に呼びかけるとともに、この補助金について補助単価及び補助率の嵩上げを国に要望しています。</p> <p>引き続き、既存の国庫補助事業の活用に加えて、実質地方負担が大幅に引き下げとなる国補正予算の積極的な活用による事業執行を市町村(学校組合)教育委員会に呼びかけるとともに、補助単価及び補助率の嵩上げについて国に要望し、市町村の学校施設の適切な維持管理や環境改善を支援します。</p>